

# 津幡町 保育施設等利用調整基準表

令和6年10月1日

## 1. 基本指数

区分	事由	細分	基本指数		
			父	母	
①	就 労	月160時間以上	20	20	
		月140時間以上160時間未満	18	18	
		月120時間以上140時間未満	16	16	
		月100時間以上120時間未満	14	14	
		月80時間以上100時間未満	12	12	
		月48時間以上80時間未満	10	10	
		内職を行うとき(月48時間以上)	8	8	
②	妊娠・出産	妊娠中又は産後8週間後の月末まで		20	
③	疾病・障害 ※「状況」と「障害の程度手帳の種類」の合計	状況	常時病臥、入院	15	15
			通院通所(月1回以上)	7	7
			自宅療養、その他	5	5
		障害の程度手帳の種類	身体障害者手帳(1・2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)、療育手帳A	15	15
			身体障害者手帳(3級)、精神障害者保健福祉手帳(2級)、療育手帳B I	12	12
		身体障害者手帳(4級)、精神障害者保健福祉手帳(3級)、療育手帳B II	8	8	
		手帳なし、その他	5	5	
④	同居親族の介護・看護 ※「状況」と「認定等の種類」の合計	状況	常時臨床、入院の付添(週3日以上)	10	10
			通院等の付添(週3日以上)	7	7
			上記以外	5	5
		認定等の種類	要介護3～5	12	12
			要介護2	8	8
			要介護1	6	6
			要支援、その他	5	5
		認定等がない	5	5	
⑤	災害の復旧	家屋損傷・その他災害(復旧期間に限る)	20	20	
⑥	求職活動	起業準備を含む	4	4	
⑦	就 学	月120時間以上	12	12	
		月120時間未満	8	8	
⑧	社会的養護	虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など	20	20	
⑨	その他本町が認める事由				

## 2. 調整指数

区分	類 型	状 況	調整指数
①	ひとり親世帯	ひとり親家庭(離婚、離婚調停中、未婚、死別、拘禁中等)	+30
②	生活保護世帯	就労による自立支援に繋がる場合等	+2
③	社会的養護	上記事由⑧のうち、緊急に施設の利用が必要となる場合	+40
④	子の障害	利用希望児童が障害を有する場合	+8
⑤	きょうだい ※当てはまるものの中から一番点数が高いものを加算	就学前の多胎児がいる世帯の場合	+8
		兄弟姉妹が入園していることも園等に、入園を希望する場合	+14
		きょうだいで同時に新規に入園申込みをする場合	+4
		18歳未満の子が3人以上いる世帯の場合	+4
⑥	保育料等未納	保育料等の未納が3か月分以上あり、且つ納付誓約等を履行しない世帯	△20
⑦	継続入所(転園)	職場の託児所・認可外保育施設に入所している場合、または津幡町が継続して保育を実施しており、既に入園していたことも園等と異なる施設に入園を希望する場合	+6
		地域型保育事業の卒園児童が連携施設への入園を希望する場合(住吉こども園のみ)	+200
⑧	その他 ※当てはまるものすべてを加算	父母ともに休日就労で休日保育を利用する場合(のせ(仮)・住吉・ちいろばこども園のみ)	+8
		父母のいずれかが単身赴任している場合	+8
		保護者が保育士・保育教諭・幼稚園教諭として勤務する場合	+8

## 3. 基本指数と調整指数の合計が同点の場合(下記の世帯状況から総合的に判断して、優先世帯を決定)

区分	状 況
①	社会的養護
②	ひとり親世帯利用希望
③	きょうだいの在籍状況
④	父又は母の基本指数のうち、いずれか低い点数を比較
⑤	就労状況(就労時間、就労先の決定状況等)
⑥	保護者が保育士・保育教諭・幼稚園教諭として勤務する場合
⑦	施設の希望順位
⑧	利用希望施設が小学校区(居住地)にある場合